



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第644号 令和5年11月10日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
506	指定居宅サービス事業者の指定を取り消した件	長寿いきがい課
507	指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止した件	同
508	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林整備課

【企業管理規程】

番号	表題	担当課名
10	徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第五百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和五年十一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		取消年月日	
株式会社サブライズ	鳴門市大麻町大谷字森崎四 四番地一	訪問介護サービスふるさと	鳴門市大麻町大谷字森崎四 四番地一	訪問介護	令和五年十一月十 九日		

徳島県告示第五百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和五年十一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

株式会社サプライズ	名称	指定居宅サービス事業者	名称	指定居宅サービス事業を行う事業所	種類	サービスの	停止の内容	停止の期間
	所在地	鳴門市大麻町大谷字森崎四四番地一		所在地				
	名称	デザイナーサービスセンターふるさと	所在地	板野郡北島町北村字大黒五番及び六番一	通所介護		指定の全部の効力の停止	令和五年十一月十九日から令和六年五月十八日まで

徳島県告示第五百八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年十一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

美馬郡つるぎ町半田字松生三三六の二・三三七の二・三四二の二・三四三の二（以上四筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

徳島県企業管理規程第十号

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十一月十日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局車両管理規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「の所有に属し、」を「が所有又は賃借（自動車検査証の使用者の欄に記載されている者が徳島県である自動車及び軽自動車に係るものに限る。以下同じ。）をし、」に改める。

様式第二号中「購入科目」を「購入（リース）科目」に、「購入先」を「購入（リース）先」に、「購入年月日」を「購入（リース）年月日」に、「購入価格」を「購入（リース）価格」に改める。

様式第八号中「購入年月日」を「購入（リース）年月日」に、「購入価格」を「購入（リース）価格」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。